

二級 建築士の 死亡等の 届  
木造 失そうの

下記の者は、 年 月 日 死亡いたし ました  
失そう宣告を受け  
ので、関係書類を添え 建築士法第8条の2第1項 に基づき届出ます。  
建築士法施行細則第8条第3項

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
届出義務者の氏名 印  
本人との続柄

記

- 1 氏 <sup>ふりがな</sup> 名
- 2 生年月日
- 3 本 籍
- 4 登録番号
- 5 登録年月日